

## 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

三和工業株式会社

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する労働者派遣法第23条第5項の規定により、下記の通り情報を提供します。

対象期間：令和8年度（令和7年2月～令和8年1月）

### 記

#### 1 令和7年度派遣実績（対象期間令和7年2月～令和8年1月）

- |                        |   |                   |
|------------------------|---|-------------------|
| (1) 令和7年6月1日付け派遣労働者の数  | ： | 3人                |
| (2) 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 | ： | 5事業所              |
| (3) 労働者派遣に関する料金の平均額    | ： | 32,728円（1日8時間あたり） |
| (4) 派遣労働者の賃金の額の平均額     | ： | 20,442円（1日8時間あたり） |
| (5) マージン率              | ： | 37.5%             |

#### 2 教育訓練に関する事項

新規採用訓練から管理者就任訓練まで、業務経験に応じて個々のスキルアップを目的として、キャリア形成を可能とする教育訓練を行う。

##### 主な研修実績

- ・ 新規採用者訓練（マナー研修・ビジネススキル研修）
- ・ 施工管理技士者による実務講習（施工における特性講習）
- ・ 技能訓練（玉掛技能者、管工事施工管理技士、足場組立作業主任者等）
- ・ 管理者就任研修（リーダーとしての資質向上）

#### 3 マージン率に含まれている派遣事業運営に必要な経費

派遣労働者の賃金以外に必要な経費については主に以下のようなものがあり、これらの費用を上記マージン率の中から捻出しております。

- ・ 法定福利費：厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険等の会社負担分
- ・ 福利厚生費：健康診断費用、有給休暇取得費用等
- ・ 教育研修費：資格取得費、社内研修費等
- ・ その他諸経費

#### 4 労使協定を締結しているか否か

：締結している 協定期限：2027年3月31日

#### 5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

派遣労働者としての雇い入れは無し

#### 6 キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 鈴木 電話番号 0798-33-1303

会社名 三和工業株式会社  
許可番号 派28-301470